

鳥取県告示第 309 号

鳥取港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 港湾計画の変更の概要

平成 15 年鳥取県告示第 158 号（鳥取港港湾計画の変更について）によりその概要を告示した鳥取港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

小型船だまり計画において次の防波堤を追加する。

地区名	名称	数量
西浜	防波堤	30 メートル

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県県土整備部空港港湾課